

○福島県介護事業所等に対するサービス継続支援事業Q & A

第1版（令和8年3月24日）

「事業所要綱」・・・福島県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

区分	No.	問	回 答
福島県介護事業所に対するサービス継続支援事業			
1 補助対象事業について			
	①	対象事業の概要は。	昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じるための経費となります。
	②	介護予防サービス事業所は補助対象に含まれるか。	補助対象には含まれません。
	③	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれるか。	補助対象には含まれません。
	④	介護保険法上のみなし指定がされている病院・診療所、薬局は支援金対象となるのか。	補助対象に含まれます。 ただし、介護サービスの提供実績がない事業所は補助対象外となります。
	⑤	基準該当サービス事業者は補助対象に含まれるのか。	補助対象に含まれます。
	⑥	介護事業者が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、訪問介護の延べ利用者数の算定に含まれるか。	補助対象に含まれません。
	⑦	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれるのか。	補助対象に含まれます。 1事業所あたり20万円が上限となります。
	⑧	公立の介護施設は補助対象に含まれるのか。	補助対象に含まれます。
	⑨	同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが対象となるのか。	それぞれ指定サービスごとに補助対象となります。 その場合、サービス事業所ごとに「介護事業所等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画（報告）書」の作成が必要となります。

区分	No.	問	回 答
	⑩	「入所系」と「訪問系」の両方のサービスを実施しているが、それぞれ対象となるのか。	「入所系」と「訪問系」を両方実施している事業所は、両方のサービスで申請することができます。また、入所系と訪問の外にも指定を受けているサービス毎に補助金を申請することができ、サービスごとに上限額を設定します。 ※同一事業所が、介護老人福祉施設（定員29名）、訪問介護看護事業所のサービスを実施している場合 ・介護老人福祉施設（定員29名）：29名×6,000円＝174,000円（上限額） ・訪問介護事業所 集合住宅併設型（同一建物減算の算定がある事業所）＝200,000円（上限額）
	⑪	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定するのか。	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象となりません。 なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とすることはありません。
	⑫	高齢者施設等を運営する法人の法人格に制限はあるか。	運営法人の法人格に制限は設けていない。いずれの法人格であっても申請可能です。
	⑬	運営法人は県内に所在するが、県外に所在する高齢者施設等についても対象となるのか。	福島県内に所在する高齢者施設等を支援金の対象としているので、県外に所在する高齢者施設等は対象となりません。 なお、運営法人が県外に所在していても、高齢者施設等が県内に所在していれば対象となります。
	⑭	入所系施設の定員はいつ時点か。	「入所施設・居住系サービス事業所」 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所については、令和7年4月1日の定員を基準とします。 なお、同日以降に開設した施設については、開設時の定員を基準とします。
	⑮	休止中の事業所は対象となるのか。	補助金申請日時時点で廃止・休止している施設・事業所については対象となりません。
	⑯	物価高騰対策事業支援金を受給しているが、本補助金も対等となるのか。	物価高騰対策事業支援金は、原油価格や物価の高騰による高齢者施設等への影響を緩和し、安定したサービスの提供を支援するために県の事業として支援したものである。 本補助金は、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じるための経費を国が支援するものであるため対象となります。
2 補助対象経費について			

区分	No.	問	回 答
	①	実施要綱において「訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所」の対象経費の例としてアとイ、「入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所」の対象経費の例としてウとエが記載されているが、訪問系サービス事業所は、ウとエの経費は補助対象外となるのか。	あくまで対象経費の例として示したものであり、事業の趣旨目的に反しないものであれば、施設や事業所の実情に応じて必要な物品の購入経費で補助金を申請することが可能です。
	②	災害備蓄等の購入費の例示として、ローリングストックの初期費用とあるが、消耗品等について使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品について平時に使用してもよいということか。	お見込みのとおり。なお、消耗品等の補充については、日々の運営費の中で購入してください。
	③	移動等に伴い必要となる費用などについて、いつからいつまでの期間の経費が補助金の対象となるか。	令和8年1月から、別途定める補助金申請期限までの期間に購入したものを対象とします。
	④	過去に購入したものは補助対象か。 (例：令和7年4月1日以降に購入した物品は補助か)	令和8年1月から、別途定める補助金申請期限までの期間に購入したものを対象とします。
	⑤	取得費用が50万円以上となる物品等の購入を認めないのはなぜか。 また、補助基準単価を超えた場合は、補助対象外になるという認識でよいか。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が50万円以上となる物品等は補助対象外としています。 また、複数の物品を組み合わせる補助申請することができますが、補助基準単価が上限となります。

3 申請方法等

	①	申請書及び添付書類の提出はどのようにするのか。	申請書及び申請書に添付すべき書類は原則、福島県高齢福祉課ホームページに掲載している提出先に電子メールでの提出となります。※電子メールでの提出が困難な場合は郵送で提出してください。
	②	申請は、運営法人単位で行うのか、支援金の対象となる各高齢者施設等が行うのか。 また、複数の高齢者施設等がある場合、それぞれ分けて申請できるか。	申請は対象の高齢者施設等を運営する法人単位での申請となります。また、対象の高齢者施設等が複数ある場合、運営する法人がまとめて申請してください。
	④	いつまでに申請すればよいのか。	別途期限をお知らせします。

4 申請書類

区分	No.	問	回 答
	①	申請書の様式はどのようにして入手するのか。	申請書の様式は次のとおりです。福島県高齢福祉課のホームページからダウンロードしてください。 <ul style="list-style-type: none"> 様式第1号 「福島県介護事業所等に対するサービス継続支援事業に係る交付申請書兼実績報告書」 様式第2号 「事業所別申請（確定）額一覧」 様式第3号 「介護事業所等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施（計画）書」 様式第4号 「振込口座情報」
	②	申請書の作成方法はどのようにしたらよいのか。	補助金申請書作成マニュアルについて、上記福島県高齢福祉課のホームページに掲載します。
	③	申請書に法人代表者の押印は必要か。	申請書への押印は、「本件責任者の職・氏名」「本件担当者の職・氏名」とその「連絡先」に入力することで押印を省略することができます。 「本件責任者」が「本件担当者」でもある場合は、両方に同じ職・氏名を入力してください。 「責任者（担当者）の連絡先」に入力いただいた番号等へ、申請書類の不備等があった場合、事務局から連絡させていただきます。 ※メールアドレスをお持ちでない場合、その項目は空欄としてください。
	⑤	申請書兼実績報告書の添付書類には何が必要か。	昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じるための経費が対象となるため、購入した物品等の領収書等を添付してください。
5 交付決定等			
	①	補助金が振り込まれる金融機関の口座は申請者名義以外のものでもよいのか。	申請者と口座名義は一致（法人名のみ名義は可）する必要がある、これが異なる場合はお支払いができません。ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途「委任状」が必要となります。（委任状の様式は福島県高齢福祉課のホームページからダウンロードしてください。）
	②	交付決定の方法、振込時期はいつ頃か。	申請書類を受付後、申請内容の審査の結果、適正と認められた場合は交付決定を行い、交付決定額を運営法人へ郵送で通知するとともに、指定口座に支援金をお振り込みいたします。 支援金の振り込みについては、申請書類の審査完了から振り込みまで約1～2ヶ月程度を想定しております。また、申請時期及び申請件数の状況にもよりますが、審査終了後、令和8年6月上旬から令和8年8月下旬までの間のお振り込みを予定しています。 なお、申請書類に不備や漏れがあり補正を行った場合は、補正完了後のお振り込みとなりますので、振込時期が遅れる場合もあります。